

平成24年12月20日

平成23年度における行政手続オンライン化等の状況

1 公表の趣旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「行政手続オンライン化法」という。)第10条第2項において、総務大臣は、行政機関等が公表した国民や企業がインターネット等を経由して行うことができる行政手続等の状況(以下「オンライン化の状況」という。)を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

今般、平成23年度におけるオンライン化の状況及びオンラインでの利用が可能な申請・届出等手続(注)の利用状況(以下「オンライン利用状況」という。)を取りまとめましたので、公表します。

(注) 申請・届出等手続とは、国の事務・事業に関して法令の規定に基づき、国民等が行政機関に対して行う申請、届出、報告、相談等のことをいいます。

2 結果の概要

(1) 国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の状況

ア オンライン化の状況

オンラインでの利用が可能な申請・届出等手続は、平成23年度においては、7,516種類あり、前年度(7,633種類)から117種類減少しています。

これは、「オンライン利用拡大行動計画」(平成20年9月12日IT戦略本部決定。以下「拡大行動計画」という。)において、「利用率が極めて低調である等の手続のオンライン化については見直しを図る」とされたことから、平成22年度にオンライン利用の見直しが行われたことによるものです。

また、今般、各府省において、平成23年8月3日にIT戦略本部決定された「新たなオンライン利用に関する計画」(以下「新オンライン計画」(注1)という。)に基づき、オンラインでの利用が可能となっている手続について、費用対効果等を踏まえたオンライン利用の範囲の更なる見直しの判断(注2)が行われたところであり、今後、この判断結果に基づき、オンラインでの利用が可能な申請・届出等手続は減少する見込みです。

(注1) 新オンライン計画は、拡大行動計画に代わる計画として、オンライン利用に係る取組(オンライン利用の範囲の更なる見直し、サービスの品質に重点を置いたオンライン利用の改善、業務プロセス改革の推進)を進めるものです。

(注2) 「行政手続のオンライン利用の範囲の判断に係る各府省の判断結果について」(首相官邸HP)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai55/kekka.html>

イ オンライン利用状況

オンラインでの利用が可能な申請・届出等手続の全申請・届出等件数に占めるオンライン利用の割合（以下「オンライン利用率」という。）は、平成23年度においては、38.5%（4億4,286万8,928件中1億7,050万4,798件）となっています。このうち、国民や企業による利用頻度の高い重点手続(注)のオンライン利用率は、40.4%（4億582万4,947件中1億6,380万7,924件）となっています。

前年度と比較すると、オンラインでの利用が可能な申請・届出等手続全体では、6.7ポイント増加（22年度31.8%）し、重点手続については、3.3ポイント増加（22年度37.1%）しています。

この理由としては、「拡大行動計画」及び「新オンライン計画」に基づき、重点手続を中心に、申請時における添付書類の削減（バックオフィス連携による添付書類の削減、自己保管や資格者代理人の確認による添付書類の提出省略等）、申請時の本人確認方法の簡素化（電子署名からID・パスワード方式への変更、資格者代理人が申請する場合における本人の電子署名の省略等）、経済的インセンティブの向上（オンライン申請時の手数料の引下げ、税額控除等）、申請システムの使い勝手の改善（操作の簡略化、ヘルプデスクの充実等）等の取組が集中的・継続的に行われてきたことによるものと考えられます。

また、オンラインでの利用が可能な申請・届出等手続のオンライン利用率が、平成22年度と比較して6.7ポイント増加していますが、その原因は、22年度の申請・届出等件数及びオンライン利用件数に、5年に一度実施される国勢調査の件数（申請・届出等件数約5,200万件、オンライン利用件数約53万件）が含まれていたことによるものです。国勢調査の件数を除外した平成22年度のオンライン利用率は35.5%であり、この場合23年度のオンライン利用率は22年度より3.0ポイント増加していることとなります。

(注)「重点手続」とは、「拡大行動計画」において、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続（登記、輸出入・港湾、国税、社会保険・労働保険等の分野から計71種類）を選定し、オンライン利用の促進に集中的に取り組んでいくこととしたもので、「新オンライン計画」においても、これらの手続を「重点手続」と位置付けています。

(2) 地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の状況

地方公共団体の扱う手続のオンライン利用状況は、「電子自治体オンライン利用促進指針」（平成18年7月策定）に定められる利用促進対象手続（21類型）について、年間総手続件数（推計）が3億3,759万件であり、そのうちオンラインを利用したものは1億3,503万件（40.0%）となっています。

利用率の内訳をみると、対象手続件数の過半を占め、住民の利便性が特に高いとされる、「図書館の図書貸出予約等」（52.3%）、「文化・スポーツ施設等の利用予約等」（52.6%）では、引き続き増加しており、オンライン化が進展しているものと考えられます。

なお、「eLTAX」については、オンライン利用率（23.8%）は低下しているものの、eLTAXの利用を開始する団体数、オンライン利用件数とも増加しており、今後の利活用の進展が期待されます。

3 今後の取組

各府省は、平成24年5月～6月に策定・公表した重点手続に関する「業務プロセス改革計

画」(注)に基づき、サービスの品質向上に重点を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化の実現に向けて、継続的に取り組むこととしています。

地方公共団体の扱う手続についても、「新たな情報通信技術戦略」(平成 22 年 5 月 11 日 I T 戦略本部決定)等を踏まえ、地域の実情に応じて、引き続きオンライン化等に取り組んでいくこととなります。

(注)「業務プロセス改革計画の決定について」(首相官邸HP)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/gyoumu_pro.html

当該公表資料及び各行政機関における行政手続オンライン化等の実施状況については、「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)の「行政手続オンライン化法第 10 条に基づく公表」(<http://www.e-gov.go.jp/doc/facilitate/announce.html>)において、閲覧が可能です。

また、「新たなオンライン利用に関する計画」については、「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」の「包括的な政府決定等」(<http://www.e-gov.go.jp/doc/promote/decision.html>)において、閲覧・入手することができます。

I 国の行政機関が扱う手続 [行政管理局取りまとめ]

1 オンライン化の状況

(単位：種類)

| 年度 | オンラインでの利用が可能な手続 | |
|------|-----------------|-------------|
| | 申請・届出等手続 | 申請・届出等以外の手続 |
| 23年度 | 7,516 | 6,574 |
| 22年度 | 7,633 | 6,480 |
| 21年度 | 7,584 | 6,791 |

(注1) 申請・届出等手続とは、国の事務・事業に関して法令の規定に基づき、国民等が行政機関に対して行う申請、届出、報告、相談等のことをいいます。

(注2) 申請・届出等以外の手続とは、不服申立に係る手続、準司法手続、処分（申請等に対する処分を除く。）、行政指導、縦覧、行政機関間の手続等をいいます。

2 オンライン利用状況

(単位：件、%)

| 年度 | 全申請・届出等件数 | | オンライン利用件数 | | オンライン利用率 (%) | |
|------|------------------------------|-------------|------------------------------|-------------|----------------|--------|
| | | うち重点手続 | | うち重点手続 | | うち重点手続 |
| 23年度 | 442,868,928 | 405,824,947 | 170,504,798 | 163,807,924 | 38.5 | 40.4 |
| 22年度 | 490,303,745 (438,352,232) | 403,819,006 | 155,943,915 (155,414,761) | 149,920,227 | 31.8 (35.5) | 37.1 |
| 21年度 | 433,878,771 | 394,880,802 | 136,805,641 | 132,314,961 | 31.5 | 33.5 |

(注1) 重点手続は、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続（計71種類）をいい、オンラインで利用が可能な申請・届出等手続の全申請・届出等件数の91.6%（23年度、442,868,928件中405,824,947件）を占めています。

(注2) 平成22年度の（ ）内の数値は、国勢調査の件数を除いた申請等件数、オンライン利用件数及びオンライン利用率を示します。

II 独立行政法人等が扱う手続 [行政管理局取りまとめ]

1 オンライン化の状況

(単位：種類)

| 年度 | オンラインでの利用が可能な手続 | |
|------|-----------------|-------------|
| | 申請・届出等手続 | 申請・届出等以外の手続 |
| 23年度 | 187 | 168 |
| 22年度 | 196 | 177 |
| 21年度 | 220 | 184 |

2 申請・届出等手続のオンライン利用状況

(単位：件、%)

| 年度 | 年間申請等件数 | オンライン利用件数 | オンライン利用率 (%) |
|-------|---------------|---------------|--------------|
| 23 年度 | 1,979,396,584 | 1,358,806,144 | 68.6 |
| 22 年度 | 1,924,976,978 | 1,265,384,796 | 65.7 |
| 21 年度 | 1,879,491,140 | 1,034,700,396 | 55.1 |

(注) 23 年度における独立行政法人等の扱う申請・届出等手続の全体の年間申請等件数のうち、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会が取り扱う「診療報酬請求書及び診療報酬明細書」の手続が 95.1%を占めており、また、同様にオンライン利用件数についても 93.8%を占めている。

Ⅲ 地方公共団体が扱う手続についてのオンライン利用状況 [自治行政局取りまとめ]

| 年度 | 年間総手続件数 (推計) | オンライン利用件数 | オンライン利用率 |
|-------|--------------|-------------|----------|
| 23 年度 | 337,590,000 | 135,031,153 | 40.0% |
| 22 年度 | 317,100,000 | 130,010,591 | 41.0% |
| 21 年度 | 291,010,000 | 104,953,699 | 36.1% |

(注1) 対象手続は、「電子自治体オンライン利用促進指針」において、オンライン利用促進対象手続に選定した手続 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000076232.pdf)

(注2) 年間総手続件数は、対象手続を既にオンライン化している団体における総手続件数と人口を元に算出した、全国における推計値

【連絡先】

(国、独立行政法人等関係)
 行政管理局(業務・システム改革総括)
 担当: 齋藤調査官、千葉副管理官、田中主査、土屋事務官
 電話: 03-5253-5357(直通)
 FAX: 03-5253-5309

(地方公共団体関係)
 自治行政局地域情報政策室
 担当: 木村課長補佐、長谷川係長、中山事務官
 電話: 03-5253-5525(直通)
 FAX: 03-5253-5529